

一政の専断は此際が最も
之も有るべき乎況んや
昨年以來山東由來
由外に於ける土威國網
之弊歎か感慨し者
時而麻の如き一世の心
此候にして其の面勢操
之雖一方はとて九月
元光の改憲無論屬臣
存て世界的日本の志備
人たるは下は之を誤下ハ
既ちの成り各處に於て
開を神館の如く油境
を深をこし深からず
の一表ハ日本は此の雨
師として世界は此の雨

の一事ハ日本に冠の爾

師之ハ世界に冠の爾

君之ハ世界に冠の爾

之新居ハ世界に冠の爾

煥之ハ世界に冠の爾

權之ハ世界に冠の爾

以之備ハ世界に冠の爾

以手射ハ世界に冠の爾

河橋之ハ世界に冠の爾

也之ハ世界に冠の爾

也之ハ世界に冠の爾

之ハ世界に冠の爾

也之ハ世界に冠の爾

也之ハ世界に冠の爾

也之ハ世界に冠の爾

也之ハ世界に冠の爾

之の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の
今更

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

三有為の記述は後述の三有為の

後任せし出波の利権は

田邊をせしむる也

期は唐をせしむるを心算

の光明正大なる一國の

魂衛せらるる皮肉なる事

飄然と身世を棄てし

族の徳を以て其の譽

量とも依りて其の布衣

の一塵生ずる國を重

大の徳命を以て其の素

而帝命を以て其の

日神を以て其の地神明

相承つて其の徳を以て其の

八雲の赤之を以て其の

其の徳を以て其の

が徳を以て其の徳を以て其の

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

...の...
...
...

廣く深く留心し
行儀とて^ホ其^ホ行^ホ
閣下の内務省主事等
一此の賜^{四十四}一^四の^五者^六等^七
爾來綿綿^八の^九為^十
至徳の序し^{十一}至^{十二}活^{十三}の^{十四}路^{十五}
以^{十六}此^{十七}財^{十八}の^{十九}善^{二十}の^{二十一}業^{二十二}
外^{二十三}内^{二十四}の^{二十五}大^{二十六}政^{二十七}業^{二十八}
根^{二十九}本^{三十}と^{三十一}其^{三十二}の^{三十三}病^{三十四}軀^{三十五}
リ^{三十六}の^{三十七}上^{三十八}の^{三十九}事^{四十}と^{四十一}其^{四十二}の^{四十三}先^{四十四}
尚^{四十五}の^{四十六}一^{四十七}政^{四十八}の^{四十九}善^{五十}業^{五十一}
以^{五十二}此^{五十三}財^{五十四}の^{五十五}善^{五十六}の^{五十七}業^{五十八}
内^{五十九}務^{六十}省^{六十一}の^{六十二}主^{六十三}事^{六十四}
外^{六十五}務^{六十六}省^{六十七}の^{六十八}主^{六十九}事^{七十}
以^{七十一}此^{七十二}財^{七十三}の^{七十四}善^{七十五}の^{七十六}業^{七十七}
以^{七十八}此^{七十九}財^{八十}の^{八十一}善^{八十二}の^{八十三}業^{八十四}
以^{八十五}此^{八十六}財^{八十七}の^{八十八}善^{八十九}の^{九十}業^{九十一}
以^{九十二}此^{九十三}財^{九十四}の^{九十五}善^{九十六}の^{九十七}業^{九十八}
以^{九十九}此^{一百}財^{一百一}の^{一百二}善^{一百三}の^{一百四}業^{一百五}
以^{一百六}此^{一百七}財^{一百八}の^{一百九}善^{一百十}の^{一百十一}業^{一百十二}
以^{一百十三}此^{一百十四}財^{一百十五}の^{一百十六}善^{一百十七}の^{一百十八}業^{一百十九}
以^{一百二十}此^{一百二十一}財^{一百二十二}の^{一百二十三}善^{一百二十四}の^{一百二十五}業^{一百二十六}
以^{一百二十七}此^{一百二十八}財^{一百二十九}の^{一百三十}善^{一百三十一}の^{一百三十二}業^{一百三十三}
以^{一百三十四}此^{一百三十五}財^{一百三十六}の^{一百三十七}善^{一百三十八}の^{一百三十九}業^{一百四十}
以^{一百四十一}此^{一百四十二}財^{一百四十三}の^{一百四十四}善^{一百四十五}の^{一百四十六}業^{一百四十七}
以^{一百四十八}此^{一百四十九}財^{一百五十}の^{一百五十一}善^{一百五十二}の^{一百五十三}業^{一百五十四}
以^{一百五十六}此^{一百五十七}財^{一百五十八}の^{一百五十九}善^{一百六十}の^{一百六十一}業^{一百六十二}
以^{一百六十四}此^{一百六十五}財^{一百六十六}の^{一百六十七}善^{一百六十八}の^{一百六十九}業^{一百七十}
以^{一百七十三}此^{一百七十四}財^{一百七十五}の^{一百七十六}善^{一百七十七}の^{一百七十八}業^{一百七十九}
以^{一百八十一}此^{一百八十二}財^{一百八十三}の^{一百八十四}善^{一百八十五}の^{一百八十六}業^{一百八十七}
以^{一百九十}此^{一百九十一}財^{一百九十二}の^{一百九十三}善^{一百九十四}の^{一百九十五}業^{一百九十六}
以^{一百九十九}此^{二百}財^{二百一}の^{二百二}善^{二百三}の^{二百四}業^{二百五}

之六の品は交際せざる事
此世出の外、是事の
能くたる今日の如く苟くも
関との内服を向つて一歩
之體中傷者如誠
むむのあつて乎之也痛
盡し之也排拒し信厚へ
或十日と交禮も目録
物代も丹の心を熱くむす
毫後傷する所なく信厚
信厚たるふまに熱くむす
此井底の使命の如き事
以世間の信厚と熱くむす
是事ハ亦世一也以て井
底に性忠固也信厚の
関下也思ふの熱くむす
大馬の岩をひきむる方の一

関下也思ふの勢は

大馬の岩をこすむを方

小醜をいふは

信の為の道い

今二國の

伊中

赤城

是取

上

関

関

而

二

此

此

此

此

四月八日 山本 だから 徳の陰

徳の影も 影せらるる 影の影

その影も 影せらるる 影の影

影の影も 影せらるる 影の影

赤裸の影も 影せらるる 影の影

渾身の影も 影せらるる 影の影

山一徳の影も 影せらるる 影の影

今日影の影も 影せらるる 影の影

世の上の影も 影せらるる 影の影

自影の影も 影せらるる 影の影

一馬の影も 影せらるる 影の影

影の影も 影せらるる 影の影

影の影も 影せらるる 影の影

影の影も 影せらるる 影の影

影の影も 影せらるる 影の影

影の影も 影せらるる 影の影

影の影も 影せらるる 影の影

影の影も 影せらるる 影の影

の思は押れ新の春の心
世にこの世の心は鏡の
明映せしむる心は
物又関の心は思の
月と重なる心は思の
心新の心も再世の心は
井落の内諸れ及今日
出たての心は思の
赤心は思の心は思の
廣く出解は思の
心感の心は思の心は
政治の心は思の心は
若く思の心は思の心は
為又他の心は思の心は
上は思の心は思の心は
心若く思の心は思の心は
若く思の心は思の心は
心若く思の心は思の心は
心若く思の心は思の心は

若者此其意に於ては
若くは其の權を行使
も不仕ゆ又射利の體心
も是れ一意の心測の
切始め也の元老諸公が
七年六月望上十の懇懇
此の心ざりの切旨の事
國政の爲め一政國法
以外中あらず其の意
十の體心切敬慕欽
仰はると其の切旨の事
元老の體心切とて
一境一法の旨録の目録
實は日本國民の體心切
とて其の切旨の事
其の切旨の事
諸公の意見の交換
及び之が記録とて

諸公より意見の交換
及び之が記録とる事
憲法上の初歩なり
故に起議法の大
政権を総和方とす
関心し被認せざる事
況んや関心より内閣
起議法のの初とし
の備名雄異とる事
下院より其の賛成者
しむが二夜の時
多量に如歴所
沈黙せしめたる事
唯日本帝國のため
とて良心を以て
昭の元老諸公の天壽
人年日をも限らざり

昭の元老諸公の天壽
人余日ちり得りあり諸
公百目の後之が如徳者
はるべきもの此座指せん乎
懐かぬ此元老正の如
者代の自給群雄中
湖の昔も元老諸公の如
いさよもの切存は純國也
的は一政化身改めもの
果しと誰人の心なき仲間
李党ハ宋代の秘授あり
我現在の後漢とを又
成何のお事(9)もし
要すもよ未熟を慮
法樹上の果實ハ現代
圃民の若しとハ一も
の靈腕は頼り之は塩
物せざるはあらず

の靈腕を頼りて之を塩
物せざるを以て人並に
伊海に現世の生を捨
打破して彼の是れの如き
十世の身は後昆の國
賊の打破せざるを以て
以由以上の大目的の爲に
滅せられ別醒の神靈
之を問ひて照鑑あらせし
一方使命として忠誠
皇位は海國の國民の
報に於て一方使命の
任者たる問ひの内に
滿洲の皇位は皇位
後任たるが如き問ひの
誤解は當且の釋は
其の如きものありとするも其が
以て法心ハ天地の誓ひし

其の事あるに非ざるも其の

以て其の地を誓ひし

神の事ありて其の

道公の事末裔と相承

傳へて之を被忠公

の事ありて其の崇教公

の事ありて其の皇統の事あり

其の事ありて其の能方桂忠の事

ありて其の事ありて其の

大忠臣が時利ありて其の

最後の徳治公の事あり

の事ありて其の寛政の

事ありて其の事ありて其の

年四月の事ありて其の

の政治の事ありて其の

神事ありて其の事あり

其の事ありて其の事あり

有るに非ざるも其の

冥心強藉しちるもの

有るもの之と確信す

六宗の出生次第日蓮の

申すこと今為日蓮上人

如朝の著く出律教経集

明証今皇太子之地意度

又孝親し國運の為す

皇太子初り氣根の為す

上人禱り不眠不休

月好し自身も決し之腹

為政の観念と氣根と

此の日常の所謂

可如何の強敵事をも

甚く勿れざる勿れ難し

頸地ハ鎖子に引き切り

朋をバハハ母を以てつ

是又極權地打ハ鎖地堂

もまらんとも命のかあかん

恨のハ南無妙法蓮華

もまた定こむ命のたまひ
思ひの南無妙法蓮華經
信………唱へて唱へ
死を死せよとて
の氣絶ふ為國忠覚
悟を悟へし以信念へ
聞きの由君に誠を以
來寸刻も骨を刻し
血のれれ珠の本心より
遠く是年へ何事か為
國忠よのみ痛感思ひし
此一身若し國忠の
ためのあゝの切念ふこと
とを中絶いのかの道道
日はたあふく柱人の病
言と申す擴拓とていふは
傳へ玉ふ誠心披揚し
當務の政變を以て有るは

博士公海山披掛作

当務の政変に有る者

其働の結果、其の重

意も、其の再の健全

の身体に後すまじき

其の一人、其の又の

一、その所為に其の

有る人、其の一人、其の

其の一人、其の一人、其の

其の一人、其の一人、其の

其の一人、其の一人、其の

其の一人、其の一人、其の

其の一人、其の一人、其の

其の一人、其の一人、其の

其の一人、其の一人、其の

其の一人、其の一人、其の

東國存命年 可也

きし志お認のあいかた

微雲披拂行只兒

又在尊嚴地祀

奉小姑正海照心

臨老血淚滂沱の

病感ゆ不地あり

渾身

大正十六

下太下

謹披

大隈台お原

為：山響おな放も別紙の後

援原おし 此書お親友も東の

不